

10 財産や日常の金銭管理で困ったら

財産管理を一人ですることが心配になる時に備えて、あらかじめ信頼できる人を契約により代理人として決めておく「任意後見制度」や、判断能力が衰えたときに、預貯金の管理や解約等の財産管理や福祉サービスを利用する際の契約を行う身上保護の面で支援する方を決める「法定後見制度」などに関する相談はこちらまでお問い合わせください。

1

成年後見制度全般や福祉サービスの利用支援、 日常の金銭管理(地域福祉権利擁護事業)に関する相談

荒川区社会福祉協議会 福祉サービス課

成年後見・権利擁護センター「あんしんサポートあらかわ」 ☎3802-3396

■任意後見制度とは（判断力が不十分になる前に）

将来、判断力が不十分となった場合に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」が利用できます。

■法定後見制度とは（判断力が不十分になったら）

家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれる「法定後見制度」が利用できます。利用するためには、家庭裁判所に審判の申し立てをします。本人の判断力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度を利用できます。

2

申立て手続き・書類の取得

東京家庭裁判所 後見センター

☎3502-5359

3

任意後見制度に関する相談・手続き

王子公証役場

☎3911-6596

上野公証役場

☎3831-3022

千住公証役場

☎3882-1177

4

後見登記

東京法務局 民事行政部 後見登録課

☎5213-1360